

# 町政執行方針

令和5年3月  
新ひだか町

1. はじめに . . . P 1

2. 町政に臨む基本姿勢 . . . P 3

3. 基本政策

(1) 開かれた町政の実現 . . . P 4

(2) 基幹産業の強化と新分野の産業創出 . . . P 6

(3) 防災対策の強化 . . . P 9

(4) 子どもたちの健全育成 . . . P 10

(5) 生きがいの持てる地域づくり . . . P 11

(6) 環境を活かしたまちづくり . . . P 14

(7) 町の将来を担う人材づくり . . . P 16

(8) 町との関わりを持つ関係人口の拡大 . . . P 17

4. むすび . . . P 19

## 1. はじめに

令和5年第2回新ひだか町議会定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に対する私の所信を申し上げます。

私が町長に就任してから、まもなく5年が経とうとしています。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や赤潮による漁業被害のほか、頻発化、激甚化する自然災害への対策など、想定していなかった課題も多く発生しました。昨年の8月に発生した大雨被害では、静内川が増水し氾濫するおそれが高まったため避難指示を発令することになり、幸い、住宅地への氾濫は免れましたが、災害に対する危機管理について再認識させられたところでございます。

また、現在も円安やウクライナ情勢の影響による原油や食料品の高騰などが、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、長期化も懸念され、依然として厳しい状況が続いております。

一方で、新型コロナウイルス感染症に関しては、行動制限の緩和により、まつり等の行事も徐々に再開され、今年の5月8日には感染法上の位置づけが、「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行する方針が決定するなど、かつての日常を取り戻しつつあり、明るい兆しも見えます。

さらに、ウィズコロナ・ポストコロナの時代にあった生活スタイルや働き方の多様化による地方移住への関心の高まりから、都市部

からの移住者が増加していることや、日高自動車道の建設工事もいよいよ町内で始まり、経済面などにおいてプラスの波及効果が期待されるところです。

また、現在、指定に向けて関係機関との協議・調整が進められている日高山脈の国立公園化については、その実現により多くの方々が新ひだか町に足を運ぶ契機になることから、様々な面で地域活性化のチャンスになるものと期待を寄せつつ、できることから準備を始めているところであります。

人々の暮らしや働き方、社会の仕組みが短期間で大きく変化し続けており、行政だけでは乗り越えられない課題も多くございます。町民の皆様とともに知恵を出し合い、お互いに協力し合いながら、この変革の時代を乗り越え、将来に希望の持てる町を築いていけるよう、引き続き全力で町政運営に取り組んでまいります。

## **2. 町政に臨む基本姿勢**

まず、町政に臨む基本姿勢であります。

前段で申し上げたとおり、地方行政を取り巻く情勢はめまぐるしく変化しており、想定していなかった新たな課題も次々と発生する中で、急激な人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化への対応に加え、デジタル社会への移行や地球温暖化対策に向けた取組など、時代の潮流を捉えた新たな対応も求められております。

これらに対応していくため、令和5年度は、「行政基盤の強化」として、町民の生命と財産を守るための防災・減災、各種取組に必要な財源を確保するための財政の健全化に、引き続き取り組むとともに、地域経済を好循環させ、地域をさらに発展させるための「地域資源を活用した取組の推進」と、将来のまちを担う「ひとづくり」に重きをおいて取り組んでまいります。

町を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にありますが、これまでの慣例にとらわれることなく、町内外の企業・人・関係機関との交流・連携を強化し、新たな視点や発想なども取り入れながら、本町が活力ある地域として発展していくきっかけとなるような機会や仕組みを作っていきたいと考えています。

### **3. 基本政策**

今申し上げた基本姿勢に基づき、町民の皆様から託された町政運営を、8つの基本政策を柱として進めていく所存であり、これらに係る考え方や方向性などについてこれから申し述べます。

#### **(1) 開かれた町政の実現**

まず1点目は、「開かれた町政の実現」であります。

町政を進める上で最も大切なことは、町民の皆様がそれぞれの立場で町政に関心を持ち、まちづくりに積極的に参加していただくことであり、行政と町民が、現状と課題やそれぞれの将来に向けた目的をしっかりと持った中で、お互いを理解・尊重しながら「対話」を積み重ね、共有できる目標や方向性を見出していくことが必要と考えております。

そのため、広報活動では、町広報紙やホームページ、SNS等、様々な情報媒体を活用して、本町の魅力を町内外に広く発信するなど、誰もが見やすく、分かりやすい情報発信に努めるとともに、広聴活動では、まちづくり懇談会や出前講座に対面だけでなくオンライン方式を取り入れるほか、地域の産業団体や子育て世代など、様々な分野の方々との意見交換の場を設け、直接対話の機会づくりに努めてまいります。

役場窓口で行う「行政手続の改善に向けた取組」として、ライフイベントである結婚、出産、就職、転居などの手続は大きな負担感

を持たれていることから、マイナンバーカードの活用による手続の簡素化、窓口における相談体制のワンストップ化のほか、コンビニエンスストアでの証明書の発行などを進めてまいります。

また、担い手不足により外国人労働者が増加していることや、インバウンドの回復が期待されることから、多言語に対応した翻訳機の導入や相談体制の整備など、外国人の受入に向けた取組を進めてまいります。

財政の健全化については、安定した行財政基盤づくりを推進するため、「経費節約への工夫」、「預金を増やすための工夫」、「借金を減らすための工夫」などの取組を行っていますが、少子高齢化や人口減少などによって、税金や地方交付税などの収入が減少していく中で、今まで以上に限られた財源の効率的で効果的な使い道を考え、最大限の効果が得られるような工夫を進めていかなければならないと考えています。

そのためには、令和3年度に策定した「新財政計画」を指針とし、費用対効果を見極めて積極的な民間活力の活用を行うとともに、事後評価による事業の見直しなどPDCAサイクルの確立を進めてまいります。

一方、恒常的な赤字が生じている企業会計については、会計の透明化と経営改善に向けた取組を進めてまいります。

病院事業については、町の合併当初から厳しい経営状況が続いていますが、経営改善に向けて取り組む病院改革プランについて、引き続き関係する方々の意見などを伺いながら、策定に向けて進めてまいります。

水道事業及び下水道事業については、簡易水道事業と水道事業を一つの企業会計とし、下水道事業においても企業会計に移行したことから、経営状況を的確に把握し、より効率的で健全な事業運営に努めるとともに、上下水道施設等の更新や耐震化を進め、恒久的に快適な生活環境の確保と水環境の保全を図ってまいります。

また、将来的な財政負担の軽減などを図るため、引き続き公共施設等（ファシリティ）の総合的かつ計画的な管理（マネジメント）の基本的な考え方を示した「公共施設等総合管理計画」の推進に努め、公共施設の統廃合や長寿命化を進めるほか、未利用財産、遊休財産等については、今後の必要性などを再検討し、公的活用が見込めないものにあっては、民間への売却等による有効活用を進めてまいります。

## **(2) 基幹産業の強化と新分野の産業創出**

2点目は、「基幹産業の強化と新分野の産業創出」であります。

農林水産業については、不安定な国際情勢による燃油、肥・飼料といった生産資材価格の高騰や一昨年の赤潮発生による漁業被害な



どにより、かつてない厳しい状況にあります。農林水産業者が将来にわたり夢や希望を持ち、安心して経営を続けられ、次世代に引き継いでいける活力ある産業の構築を目指してまいります。

農業分野においては、平成24年度から取り組み始めた新規就農対策により、着実に就農者は増加していることから、引き続き地域農業の持続的な発展に向けて次代を担う人材の確保・育成を関係機関と連携を図りながら取り組むとともに、ワーキングホリデー事業等の調査・研究を進めてまいります。

軽種馬については、一昨年に引き続き、北海道市場での売却総額やホッカイドウ競馬の売上が最高額を更新しましたが、今後も競馬界の情勢を見据えながら、関係機関と連携して支援を継続してまいります。

農産部門については、ミニトマト、花きを中心に、高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、特に土壌の性質改善などの土づくりを推進してまいります。

畜産部門については、みついし牛ブランドをはじめとする和牛振興に向け、和牛センターの役割を明確にし、優良繁殖牛の産子及び受精卵の提供や預託による肥育一貫経営を目指す新規生産者の技術向上の取組を展開してまいります。

農業生産基盤については、本格化となる三石ダム等の改修事業の

円滑な推進と生産性の高い営農基盤づくりに向けた調査・検討を進めてまいります。

また、国の「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、静内農業高等学校と連携し、環境負荷低減技術と省力化技術を取り入れた農地へのバイオ炭の埋設など、炭素吸収源の実証試験とその定着を図る取組を進めてまいります。

林業・林産業については、森林整備計画及び森林経営計画に基づいた適正かつ計画的な森林整備と林業従事者の雇用確保を図るため、補助造林事業や分収造林事業に取り組み、成熟しつつある人工林資源伐採後の植林や間伐などの保育施業を着実に進めてまいります。

また、木育マイスターによる子どもたちへの木育や令和3年度に設立した林業林産業担い手対策協議会を中心として、引き続き道立北の森づくり専門学院と連携を図りながら、森林を守り・育て・未来へつなぐ、地域に根ざした担い手の育成・確保に取り組むほか、地場産材を活用した新たな取組についても関係団体と連携し調査・研究に努めてまいります。

水産業については、一昨年発生した赤潮による漁業被害の長期化が懸念されていることから、国や北海道、関係漁協などの機関と連携を図り、赤潮対策緊急支援事業を活用し、漁業資源の動向や漁場環境などの実態把握調査を継続して進めるとともに、資源増大のため独自に取り組んでいる種苗放流などの栽培漁業を複合的に推進し、

一刻も早い資源の回復に努めてまいります。

漁業経営対策については、高付加価値化や魚価維持対策による生産性や所得向上のための水産加工機器の導入に対する財政支援を行い、経営の安定・強化を図るとともに、後継者や担い手対策の検討に向け、情報収集してまいります。

商工業については、課題となっている小規模事業者の事業承継や新規創業、さらには、空き店舗の活用を促進するため、関係団体と連携して新たな支援事業に取り組んでまいります。

また、静内農業高等学校、産業団体及び事業者との連携による「静農ブランド開発促進プロジェクト」を加速させ、地域素材を活かした特産品開発や販路開拓などを積極的に展開し、ふるさと応援寄附制度等との相乗効果も生み出しながら、地場産品販売額の増加や雇用の創出を図ってまいります。

### **(3) 防災対策の強化**

3点目は、「防災対策の強化」であります。

近年、異常気象による風水害や土砂災害などが激甚化、頻発化し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波の被害想定も公表されておりますが、大規模な災害を未然に防ぐことは困難であり、被害を最小限にとどめるためには、減災対策のほか、普段の生活から

災害に備え、町民の一人ひとりが防災意識を高めていくことが非常に大切です。

大規模な災害が発生した際には、消防や警察、行政などが行う「公助」は、早期に実効性のある対応を取ることが難しいため、災害の規模が大きいほど、まずは自らの身は自らが守る「自助」と、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が重要です。

そのため、防災訓練や防災講話などの出前講座等を通じ、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層において、個々の防災意識の向上を図りながら、自治会単位を基本とした自主防災組織の設立による地域の協力体制を引き続き推し進めてまいります。

また、減災対策として、町が管理する河川において、氾濫や冠水の恐れがある箇所への埋塞土の除去などを進め、北海道が管理する静内川などの二級河川については、安心安全な河川環境が維持されるよう要望活動を推進し、いつ起きるか分からない災害から町民の皆様の生命や財産を守ることができるよう取り組んでまいります。

#### **(4) 子どもたちの健全育成**

4点目は、「子どもたちの健全育成」であります。

新年度の教育行政執行方針は、別途教育長から申し上げますが、次世代を担う子どもたちは、町にとっての大きな財産であり、子ど

もたちの力を十分に引き出すことができる教育環境の整備に努めていくことが大切であると考えており、本町の教育大綱に掲げる基本目標「町の将来を支える心豊かな人づくり」の実現に向けて、教育委員会と連携のもと、教育施策の取組を進めてまいります。

学校教育においては、ふるさと教育やコミュニティ・スクールの積極的な活用などにより、地域全体で学校を支援する教育活動の一層の充実に取り組むとともに、学校施設については、暖房改修工事やトイレ改修工事など必要な整備を実施し、小中学校の環境改善に努めてまいります。

また、生涯学習事業においては、スポーツによる子どもたちの健全育成に向けて、各種スポーツ関係団体と連携し、スポーツ活動の拡充を図るとともに、子どもたちが逞しさと豊かな心を育むことができるよう、自然体験や文化体験等の多様な学習機会の充実に努めてまいります。

#### **(5) 生きがいの持てる地域づくり**

5点目は、「生きがいの持てる地域づくり」であります。

コロナ禍で停滞した人の流れは、暮らしにおける人と人とのつながりを弱めており、そのような中でも住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り上げていくことができる地域社会の実現には、保健、医療、福祉などの社会保障制度を重層的に活用し支援する必要

があり、地域の将来像を踏まえて、「人材の育成」、「人材の確保」は不可欠なものであります。

そのため、「修学資金貸付事業」の拡充、「保育士等の人材バンク」の設置や新たな研修制度を実施するとともに、民間の関係事業所との情報共有による連携強化を図り、相談及び支援体制の充実を推進してまいります。

介護分野においては、介護予防や認知症対策、在宅医療・介護連携推進事業を引き続き実施するとともに、関係機関とともに地域でのニーズが高まっている認知症高齢者の支援などについて、多様な施策を展開してまいります。

健康分野では、生活習慣の改善や健診による早期発見、早期治療が重要であることから、各種検診の勧奨、相談体制を充実し、特に子宮頸がん検診は若い世代から気軽に受診できるよう無料化することで受けやすい体制を整備します。また、町内医療機関と連携を深め、地域における健康教育なども行いながら、健康づくりへの取組を推進してまいります。

歯の健康維持では、歯の健康を守り健康寿命を延ばすため、引き続き歯科健診やフッ素塗布をはじめ、口腔衛生、歯の健康教育の推進に努めてまいります。

また、心の健康づくりとして、本年度は「いのちを支える新ひだ

か町行動計画」の最終年度であり、計画の検証及び更新を実施するほか、引き続き気軽にこころの状態をチェックできる「こころの体温計」の周知や講習会を開催するなど、国や北海道と歩調を合わせながら、状況に応じた相談支援につなげてまいります。

児童福祉分野では、昨年度から実施しております妊娠期から出産・子育て期までの相談支援を引き続き実施するとともに、国による「出産・子育て応援交付金」による支援を行いつつ、こども家庭庁の取組も注視しながら、新たに創設した「新ひだか町こども基金」を活用するなどして、より安心して出産・子育てができるような取組を推進してまいります。

また、児童館等の再編整備による利便性・安全性を強化した児童の居場所の確保、幼児教育・保育の充実を図ってまいります。

さらには、中学生までの子どもの医療費について、保険診療分の全額を助成する「医療機関等における窓口無料化」を引き続き実施し、疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子どもが健康に育つ環境づくりと福祉の向上に取り組んでまいります。

障がい者福祉分野では、障がい者基本計画に基づき、介護・障がい・子どもなどの各分野における相談支援の強化を図るとともに、児童療育活動の場である児童養育相談センターについて、河川改修工事に伴う移転が必要であることから、改築整備に向け取り組んでまいります。

医療分野においては、今後も医療を持続的に提供するためには、機能の集約・連携が必要であり、日高圏域地域医療構想の基、「新ひだか町公立病院改革プラン」を策定し、公的医療機関と民間医療機関との役割分担を図りながら、医師を含めた医療従事者の育成・確保対策も継続し、引き続き過不足のない医療提供体制の構築を目指してまいります。

町立静内病院は、日高圏域における循環器疾患の重要な診療施設であり、循環器科を中心とした診療体制を継続するための体制整備、並びに引き続き入院患者の在宅復帰を支援するための機能強化を進めてまいります。

三石国民健康保険病院は、三石地区唯一の医療機関であり、将来にわたって、医療提供体制を維持していく必要があることから、引き続き町民の皆様と協議を進め、持続可能な医療提供体制を再構築するための取組を早期に進めてまいります。

## **(6) 環境を活かしたまちづくり**

6点目は、「環境を活かしたまちづくり」であります。

森林の持つ治水等の多面的機能による減災効果を維持・増進するため、主伐後の再生林や森林環境譲与税を活用した森林環境保全整備事業による不良木の除去や森林整備などを引き続き進めながら、自然環境の保全と雇用の創出に努めるとともに、暮らしの中に木の



温もりや自然の恵みが身近に感じられる木とふれあえる環境づくりに取り組んでまいります。

環境づくりとしては、災害により長年にわたり休止となっていた「うぐいすの森」の一部再開や、本町の貴重な財産であり最大の観光資源でありながら、老木化が深刻な二十間道路桜並木を後世に残すため、町民や町内外の企業等と一体となって、桜並木樹勢回復事業に取り組んでまいります。

また、近年増え続けている空家について、町の景観形成や衛生面、環境面など課題も多いことから、「新ひだか町空家等対策計画」に基づき、所有者による適正な管理を促進し、新たな空家の発生を抑制するとともに、空家バンクによる空家の利活用を推進し、移住政策等や空洞化が進行する市街地地域への対策と連動しながら、賑わいのある地域として維持・発展していくことができるよう、取り組んでまいります。

異常気象等の大きな要因とされている地球温暖化は、世界的に深刻な問題となっており、地方公共団体にも地域の温室効果ガス排出削減（脱炭素）が求められています。

このことから、再生可能エネルギーの活用や、二酸化炭素の吸収能力を持つ森林・海洋等の保全、行政・各家庭・事業者が一体となった省エネルギー化の取組など、「脱炭素化」の実現に向けた施策の検討を進めてまいります。

現在、建設が進められている日高自動車道については、道央圏へのアクセス機能を飛躍的に向上させ、住民生活の利便性が高まるとともに、各種産業の活性化などに大きな経済効果をもたらすものであり、早急な事業進行を要望してまいります。一方で（仮称）静内インターチェンジの供用開始に伴い、静内市街地内の交通量の増加が想定されることから、住民生活に関わる交通の安全性を確保するため、国や北海道の各関係機関と連携を図り、周辺環境に配慮しながら適切な対策や整備を推進してまいります。

#### **(7) 町の将来を担う人材づくり**

7点目は、「町の将来を担う人材づくり」であります。

軽種馬生産が基幹産業である本町において、軽種馬産業への理解を深め町の将来を担う人づくりを推進するため、馬の持つ魅力や馬に携わる多くの人々の営みを町内外の方々に広く知ってもらうことを目的に、関係団体等と連携し馬産地ならではの新たな馬のイベントを開催します。

また、「馬」を通したふるさと教育に重点を置き、子どもたちが馬に関わる産業や歴史を学ぶとともに、全ての小中学校がライディングヒルズ静内を活用し、馬との体験的な学習を通して、心身の健全な発達やふるさとへの愛着と誇りを育む取組を進めてまいります。

さらに、グローバル化が急速に進む現代社会においては、国際感

覚や共生の意識を持った人材の育成がますます重要であることから、昨年度創設した小中高校生への英語検定料助成事業を継続するなど、英語力及び学習意欲の向上並びにグローバル社会に対応した人材の育成を推進するほか、新型コロナウイルス感染症の影響により一時休止としていた姉妹都市交流事業も、段階的にスタートし、アメリカ合衆国ケンタッキー大学から静内高等学校へのインターンシップ生の受入、町内高校の生徒を対象としたケンタッキー大学語学学校への短期留学を実施してまいります。

#### **(8) 町との関わりを持つ関係人口の拡大**

8点目は、「町との関わりを持つ関係人口の拡大」であります。

町外からの移住政策については、長年にわたる取組の積み重ねにより、徐々に成果を上げているところであり、最近では、子育て世代を含む比較的若い世代を中心に、都市部からの本格移住が増加し、問合せも増えていることから、相談体制を拡充し、関係団体等とも連携しながら、さらなる移住・定住を促進してまいります。

また、今年9月に北海道内で開催されるアドベンチャーツーリズムの世界的なイベントである「アドベンチャートラベルワールドサミット」に参加し、本町の豊かな自然、歴史、文化のPR、関係機関・団体等とのネットワーク強化に取り組んでまいります。

さらに、日高山脈の国立公園化に向けて地域における機運の醸成

を図るため、日高山脈の特性や魅力を発信・啓発する活動や、ペテガリ岳ボランティア活動等を関係機関・団体等と連携し、継続的に取り組んでまいります。

旧ＪＲ静内駅周辺の整備については、交通基盤及び観光情報発信拠点としての機能を強化するため、旧ＪＲ静内駅舎と観光情報センターの一体的な改修を進め、観光情報案内及び特産品展示販売コーナーの充実、ワーキングスペースの新設など、町内外の多くの利用者にとって、より快適で利便性の高い交通・交流の拠点としてリニューアルします。

先住民族であるアイヌの人々の施策については、令和２年度策定の「新ひだか町アイヌ施策アクションプラン」に基づく、静内真歌のアイヌ文化拠点空間の整備として、昨年からの既存施設の改修等の整備を進めているところであり、引き続きアイヌ文化伝承に関わる人材の育成やアイヌ文化を生かした交流人口の拡大を図る活動拠点の形成に取り組んでまいります。

#### **4. むすび**

以上、令和5年度の町政執行にあたっての基本的な考え方について述べさせていただきました。

将来の予測が困難な時代にあって、山積する様々な課題に対応しながら将来に向かって持続可能な行政サービスを提供していくには、従来のノウハウや知識にのみに頼るのではなく、固定観念を打ち破り、新しいことを常に学び、行動していくことが肝要であり、私も迅速な決断力・行動力を持って、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、新年度の町政執行方針といたします。